

環境衛生関係の優良施設表彰、衛生功労者表彰及び優良従業員表彰要綱

第一 目的

県民の日常生活に深い関係のある環境衛生の推進のために、率先して献身的に努力し、その成果が顕著である者の功績を顕彰し、公衆衛生の向上を図る。

第二 顕彰の種類

知事顕彰とし、その区分は「優良施設」、「衛生功労者」及び「優良従業員」の3種類とする。

第三 顕彰の対象

次に掲げる者であって、環境衛生の向上に著しく功績のあった者とする。ただし、過去において、同一功績により知事表彰を受賞した者は除く。

- 1 県内において、理容所、美容所、クリーニング業、興行場、旅館業又は公衆浴場を営む者及び従業員
- 2 前号以外であって、知事が特に認める者

第四 顕彰の手続

- 1 県保健所長、保健所を設置する市の市長は、別に定める推薦基準に基づき、知事顕彰を受けるべき者を選定し、別記様式1（1）から（3）により、知事宛てに推薦するものとする。
- 2 県保健医療部長は、1の推薦に基づき、知事顕彰を受けるべき者について、その資格等を審査し、被顕彰者を決定する。

第五 顕彰の方法

被顕彰者に別記様式2の表彰状を交付して行う。なお、表彰には副賞を添えることができる。

第六 顕彰の回数

毎年一回とする。

附 則

この要綱は、昭和四十三年四月一日から実施する。

附 則（昭和五〇年四月食第八号）

この要綱は、昭和五十年四月一日から実施する。

附 則（昭和五十二年二月食第八〇一号）

この要綱は、昭和五十二年四月一日から実施する。

附 則（昭和五十四年七月食第二九四号）

この要綱は、昭和五十四年四月一日から実施する。

附 則（昭和五十六年九月食第四八一号）

この要綱は、昭和五十六年四月一日から実施する。

附 則（平成十七年七月生衛第五七六号）

この要綱は、平成十七年七月二十五日から実施する。

附 則（平成二十一年三月食品安第九五九号）

この要綱は、平成二十一年四月一日から実施する。

附 則（平成二十四年八月生衛第二五七号）
この要綱は、平成二十四年八月二日から実施する。

附 則（平成二十五年六月生衛第二二〇号）
この要綱は、平成二十五年六月二十六日から実施する。

附 則（平成二十七年六月生衛第一八六号）
この要綱は、平成二十七年六月十九日から実施する。

附 則（令和三年四月生衛第五八号）
この要綱は、令和三年四月二十六日から実施する。

附 則（令和七年五月生衛第一五三号）
1 この要綱は、令和七年六月一日から実施する。
2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役に処せられた者に係る推薦基準の適用については、拘禁刑に処せられた者とみなす。

推薦基準

顕彰の対象となる者は、次の一から三までに掲げる基準のすべてに該当するものであること。

なお、推薦基準日は毎年七月一日とする。

一 顕彰の区分ごとの基準

1 優良施設

施設及び衛生管理が特に優秀であり、特に模範とすべきもので次の各号に該当する者

- (1) 営業年数が十年以上であること。
- (2) 対象となる施設が建築後営業を開始してから三年以上経過していること。

2 衛生功労者

環境衛生関係の営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善に貢献し、その功績が特に顕著である者で、功績に係る事業従事年数が十年以上であること。

3 優良従業員

衛生知識を有し、業務に精励し、素行善良であり、他の模範となり得る者で、次の各号に該当する者

- (1) 従事年数が十年以上であること。
- (2) 家族従業員でないこと。

二 表彰歴に関する基準

過去において県保健所長、保健所を設置する市の市長若しくは保健所長又は埼玉県環境衛生協会長のいずれかの表彰を受けたことがあること。

三 行政処分歴等に関する基準

過去三年間関係法令（理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法及び公衆浴場法をいう。以下同じ。）の規定に違反し、行政処分を受けたことがないこと、又は関係法令の規定に違反し拘禁刑若しくは罰金に処せられたことがないこと。